

一学期、お疲れさまでした。

完全学校五日制・新学習指導要領の全面実施に伴い、この一学期は、本当にあわただしく、忙しい毎日でした。6時間授業が増え、空き時間が減り、「学級数×2」で他クラスへTTに走り、総合の授業準備に追われ、土日開催の部活の大会で疲れ絶対評価を出すのに苦労し、「やっと夏休みか」と思ったら、「研修が取れない?」という話が持ち上がり・・・

教師が疲れていては、子どもに夢と希望は語れません。組合は、みなさんの切実な声・願いを要求にして、教育行政に働きかけ、要求実現をめざしています。

さいたま市教組情勢
夏季休業実現めざし、市教組はがんばります！

研修問題、その後
前号の情宣でもお知らせした長期休業中の研修問題は、その後、文部科学省が再び(7月4付)通知を出しました。「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について」の中で文科省は、「公教育に対する地域住民や保護者の方々の信頼を確保する」とが益々重要」として、「勤務管理の適正を徹底すること」「夏季休業期間終了後に調査を実施したい」と圧力を強めてきています。県教委もこれに同調して、市町村教委に徹底をはかつています。

「こんな報告書でどうか」と簡略な書式を提案してきた学校もあるし、民間の研究大会に「研修」どころか「出張」でOKという学校もあります。各学校の論議と力関係が反映しているといえます。

市教組では、さいたま市教委に独自に「長期休業中の研修の取り扱いに関する要求書」を提示し、交渉中です。いずれにしても、基本は、研修の取りやすい学校にしていくことは、大事なことは、研修を通して教師一人ひとりがその力量を高めることにあります。

さいたま市内の各学校でも攻撃は強まっていきます。計画書・報告書を出さないと研修を認めないと学校、報告書には必ず資料添付することとし、自

山積する教育課題を前に、一步でも改善と前進の確かな条件となるのが『三〇入学級』です。三〇人学級になればすべての教育課題が解決するなどとは、もちろん考えていません。しかし、教師が働く条件、子どもたちが学ぶ条件は格段に前進することは明らかです。今、政府文科省・教育委員会が押し進めている少人数指導やTTは、学校生活の中から授業のみを取りだして少人数化するもので、その効果を全く否定するものではありませんが、現場の声・親の願いはずばり『三〇入学級』にこそあります。生活丸ごと少人数化してこそ、学習面でも行事や生活面でも丁寧な指導の条件が生まれます。

みんなで素敵なさいたま市を作りましょう。政令市になろうとしているさいたま市です。「子育てするならさいたま市」と全国に誇れる町にしたいものです。十万筆の署名をめざします。

児童憲章は昭和二十六年に制定、施行されました。それがこの学校の薄暗い職員室にもう何十年間も掲げられてきたのです。子どもは幼いゆえに過ちを犯します。また繰り返す子もいます。そんな時、疲れているからか教師の荒い言葉が聞かれることがあります。しかし、どのような時でも、対等・平等な人として対したいものです。とかく私たちは初心を忘れ、現実の波の中に埋没しそうになります。児童憲章はそうした私たちの弱さに改めて呼びかけてきます。

「児童は、人として尊ばれる」と。

(中川晋輔 大久保中学校教諭)



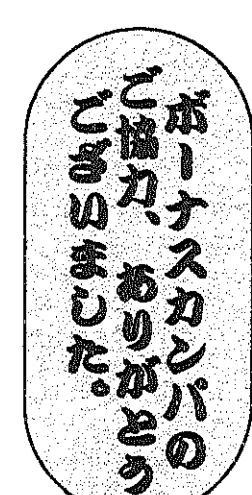
みんなさんの「願い・声」を【要求】します！

六たまちあぐれの小中学校・高校の夏季休業実現をめざす！

少人数学級はみんなの願い・・・

気になる文書というものがあります。それを読むと何か励まされるので、私は机の透明下敷きに挟んであります。

本一ナスカンパの
ご協力、ありますか
ごきりました。かとう



実践講座⑦



児童憲章あり

吉澤先生の

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2002.7.26(金)
No. 8

第1回さいたま市
夏季休業研究会
のご案内
昨年まで旧三市が別々に行っていた夏季教研を今年ははじめて合同で行います。視野を広め、新しい学び合いの場にしていきましょう。

◇8月23日(金)
午前 教科別分科会
午後 教育課程交流会
※会場は与野高校

◇8月24日(土)
午前 問題別分科会
※会場は与野高校

午後 記念講演
講師 行田稔彦氏
「学力を育てる～学校・家庭・地域との共同で～」
※会場は与野コミセン

裏面に市教組に提出した三つの要請書と公開質問状の要旨を掲載しました。



2002年6月28日

2002年6月28日

さいたま市教育委員会
教育長 白井信裕 様

さいたま市教育委員会
執行委員長 田中正義 様

さいたま市教育委員会
教育長 白井信裕 様

さいたま市教育委員会
執行委員長 田中正義 様

教育条件整備及び勤務条件改善に関する緊急要求書

さいたま市の学校教育の質的また量的な発展には教育条件の改善が急務となっています。また教育活動を支える教職員の健康の保障と、勤務条件の早急な改善が求められます。以下、市教育委員会に対し教育条件整備並びに勤務条件の改善を求める要求書を提出します。

早急に文書で回答するとともに、教育長出席のもと当組合との交渉を実施するよう要求するものです。

記

1. さいたま市として、小学校・中学校・高校の30人学級を早急に実現すること。
2. 「学級数×2時間」の弊害は非常に大きく、早急に中止するよう県教委に要請すること。
3. さいたま市の全小学校・中学校の職員室・事務室・保健室・図書室・音楽室・栄養士執務室にエアコンを設置すること。
4. 電話・FAX未設置の栄養士執務室に早急に電話を設置すること。
5. 与野地区の給食用容器をポリプロピレン容器に交換するという方針を撤回すること。
6. 大宮地区の栄養職員未配置小学校への配置計画を前倒しすること。
7. 学校図書館司書未配置小・中学校への配置を早めること。
8. 小学校・中学校の沿を伴う学校行事に看護師(婦)を配置すること。
9. 学校図書館司書が市教委指導1課所管の研修会等に参加する際の旅費を支給すること。
10. 地区间で格差のある学校予算を減額することなく均衡化すること。
11. 保健・給食関係の予算が減額しているが、現場の実態に応じた予算を確保すること。
12. 子どもたちの安全を確保するために、早急に学校の老朽化が激しい施設・設備の点検を実施し、緊急の改修等を実施すること。
13. 児童・生徒急増地域の学校に新しい机・椅子を補充するための予算をつけること。
14. 大規模校を解消するために、早急に学校建設を行うこと。
15. 8時間45分拘束を行っている校長に対して実働8時間を厳守するよう指導を徹底すること。また、市費職員については実働7時間45分を厳守するように指導すること。
16. 休息時間に会議等を行わないように指導すること。
17. 修学旅行・林間学校・社会科見学等の時間外勤務について時間調整を表明するよう校長に指導すること。
18. 教員の時間外勤務や事務職員・栄養職員・市費職員のサービス残業の根絶を校長に徹底すること。
19. 教務主任をはじめ生徒指導主任、保健室主事、進路指導主任、学年主任の選出に当っては、「旧学校管理規則準則」「(同)留意事項」にあるように教職員にはかる等民主的な手続きを経ること。
20. 各職場での労働安全衛生法の厳守を徹底すること。教職員50人以上の学校では休憩室を早急に確保すること。また、50人以下の学校についても休憩室を設置すること。
21. 衛生推進者養成の機会を保障するため、市教委として講習会を主催すること。
22. 労使対等の労働安全衛生委員会を市教委内に設置すること。
23. 従期間及び県民の日は学校閉鎖とすること。教員以外の学校職員に対しては職場免等の措置を講ずること。
24. 長期休業目における日直は「学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則」にあるように「本来の勤務」ではなく、日直勤務の軽減を図ること。また、日直にあたった教職員が8時間45分拘束となる職場があるが、改善するよう学校長への指導を徹底すること。
25. 民間教育研究団体並びにさいたま市教組・埼高教組・同大宮・同与野支部主催の夏季教育研究集会への参加については、研修に官民の区別なく、出張を含めた服務の扱いをすること。
26. 事務職員・学校栄養職員・市費職員が民間教育研究団体等主催の研究大会に参加する場合は職場免取得を認めること。
27. 長期休業中の部活動の大会を、休業日に実施することがないように中止を指導すること。
28. さいたま市の小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・附属幼稚園の管理職並びに教職員を対象にした人事評価制度の導入を行わないこと。
29. 委嘱研究の希望は学校の全教職員の合意に基づいて行うよう徹底すること。学校長の独断で委嘱希望を出した学校については、差し戻す等の厳格な措置を行うこと。
30. 浦和地区障害児学級合同運動会をはじめ、地区で開催されている障害児学級の行事にかかる経費を予算化すること。

以上

長期休業中の研修の取り扱いに関する要求書

長期休業中の勤務、勤務場所を離れての研修等について、文部科学省・県教委からいくつかの文書が出され、今までの研修と異なる扱いが問題となる職場が続出しています。教師の研修権は子どもの教育を司るものとして、また教育の専門家として非常に重要な問題だと考えます。

ここに、長期休業中の研修の取り扱いに対する教職員組合としての要求書を提出しますので、早急に文書による回答を求めるとともに、誠意ある交渉を実施することを要求します。

記

1. 長期休業中の研修は教育公務員特例法第20条「研修が与えられなければならない」とあるように、積極的に研修を保障すべきものであることを確認すること。
2. 教師法第20条2項「授業に支障のない限り」とあるように、長期休業中は授業はなく、勤務場所を離れての研修は多いに奨励されるべきであることを確認すること。
3. 授業日においては、校内研修の時間を除けば、教育公務員の職責を遂行するために「絶えず」研究と修業を行う時間は保障されていない。ゆえに、長期休業中の研修の機会保障は非常に重要である。研究と修業の内容は多岐にわたり、一律的にその範囲を規定することはふさわしくないことを確認すること。
4. 「研修報告書」は法的に何ら規定ではなく、研修承認の条件として「報告書」提出を求めるのは不当であることを認めること。
5. かりに報告書を提出するにせよ、報告書の様式を画一的に規定したりしないこと。また、研修内容の概要を記載するもので十分であり、研修期間についてまとめて報告するものであることを認めること。
6. 「研修計画書」は法的に全く根拠のないものであり、研修承認の提出で十分であることを認めること。

以上

2002年6月28日

さいたま市教育委員会
教育長 白井信裕 様

さいたま市教育委員会
執行委員長 田中正義 様

「さいたま市中学校学力調査」(仮称)についての公開質問状

さいたま市中学校長会(学力調査部)が「さいたま市中学校学力調査」なるものを実施する旨、市内中学校に文書をおろしました。さいたま市教組としてこの問題を看過することはできません。

以下の通り、標記学力調査に関しての経緯と諸問題についての見解を求めるため、公開質問状を送付します。

6月28日までに回答願います。以下の質問項目に誠意ある回答を求めます。

記

1. さいたま市中学校校長会から事前に連絡があり、承知したのか等の経緯を明らかにすること。
2. 一任意団体である校長会が市内全中学校第2学年を対象にこのような学力調査を実施することをどのように考えているのかを明らかにすること。
3. 一任意団体が行うこの種の調査を強制的に実施していいと考えるのか。
4. 「学力調査作成委員会」で各教科の作成委員5名(国語・社会・数学・理科・英語各5名で総勢25名)を教諭から充てる旨記しているが、該当教諭は公務として出張するのか。旅費は支給されるのか。授業時間中の出張があるのか。市教委として承認するのか。
5. 学校完全5日制がはじまり選択教科の増加・少人数指導の実施等で多忙化が進んでいるなか、学力調査実施に伴う実務を課して良いと考えているのか。
6. 授業時数の確保のため、充実した学校生活で欠かせないといえる学校行事の削減が進んでいるなか、さらに授業時間を削って調査することをどのように考えているのか。
7. 文書中の目的にある「学習の習得状況」の把握、「学習指導の改善」は、各中学校個別の問題であり、一貫的・機械的な調査は各校の教育活動の独自性を著しく損なうものではないのか。

以上の項目に対して貴職の考え方を明らかにされたい。

以上